

## BSEに関する飼料規制

1. 2001年、日本で初めてBSE患畜を確認されたため、肉骨粉のような動物由来たん白質と動物性油脂については、飼料・肥料としての国内における製造・出荷を一時全面停止した。さらに、すべての国からの輸入を国内製造品と同様に一時全面停止した。
2. この一時的なリスク管理の後、農水省では、科学的知見とリスク評価に基づき、順次、動物由来たん白質と動物性油脂の使用を許可してきた。これらの飼料原料を利用するためには、その製造工程が他の工程と分離していることを農水省が確認する必要がある。

動物由来たん白質及び油脂の現行の飼料規制は、次ページのとおりである。
3. これらの飼料原料を日本へ輸出する場合は、輸出国政府が日本国内で講じているリスク管理措置と同等の措置をとることを含めた「家畜衛生条件」を農水省と締結することが必要である。さらに、当該飼料原料の輸入業者についても一定の要件が課せられており、輸入前に農水省による確認を受ける必要がある。

# BSEに関する飼料規制の概要

## ○ 飼料原料の利用規制状況(動物性油脂を除く)

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛など (注1)	豚	鶏	
乳、乳製品	ほ乳動物	○	○	○	
卵、卵製品	家きん	○	○	○	
ゼラチン、コラーゲン※	ほ乳動物(反すう動物は、牛めん羊山羊に限る。)家きん、魚介類	○	○	○	
動物性たん白質	血粉、血しょうたん白※	牛・めん羊・山羊(SRM等を除く。豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)馬家きんとの混合を含む)※	×	×	×
		豚、馬又は家きん※	×	○	○
		豚家きん混合※(注4)	×	○	○
		しか	×	×	×
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミールを含む)	豚又は家きん※	牛めん羊山羊馬(豚家きんとの混合を含む)※	×	×	×
		豚家きん混合※(注4)	×	○	○
		しか	×	×	×
		魚粉などの魚介類由来たん白質※	魚介類	×	○
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物家きん、魚介類	×	○	○	
その他(注5)	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの) 第2リン酸カルシウム(動物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	ほ乳動物家きん、魚介類	○	○	○

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

2 「SRM等」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳、脊柱等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

3 「※」のたん白質は、要件に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものを指す

4 「豚・家きん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限る

5 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外

## ○ 動物性油脂の利用規制状況

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	給与対象				
		牛		豚	鶏	養魚
		代用乳	その他			
特定動物性油脂(注2)	0.02	○	○	○	○	○
イエローグリース(注3)	0.15	×	×	○	○	○
		豚(いのししを含む。)、鶏由来		○	○	○
SRM等由来(注4)	—	×	×	×	×	×
回収食用油(注5)	0.02	○	○	○	○	○
	0.15	×	×	○	○	○
魚油(注7)	—	○	○	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×	×	×

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる

2 食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のもの

3 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ飼料利用可

4 「SRM等」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

5 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可(確認済動物性油脂としての扱い)

6 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可

7 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの